

○北九州市建築基準法施行細則

昭和46年11月1日

規則第71号

北九州市建築基準法施行細則(昭和38年規則第74号)の全部改正

(趣旨)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の施行については、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(昭60規則38・全改)

(確認申請書の添付図書)

第2条 福岡県建築基準法施行条例(昭和46年福岡県条例第29号)の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があるものとして、施行規則第1条の3第7項の規定により規則で設ける法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)に添えるべき図書は、建築物の地盤面とその敷地、道路及び隣地の地盤面との高低差を明示する図面とする。

(昭51規則52・昭56規則51・昭56規則67・昭60規則38・平6規則35・平11規則29・平12規則78・平14規則113・平17規則61・平19規則43・一部改正)

第3条 削除

(平19規則43)

(中間検査申請書の添付書類)

第4条 施行規則第4条の8第1項第4号の規則で定める書類は、施行規則第1条の3第1項の表1の(は)項に掲げる図書のうち、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図(これらの図書を確認申請書に添付していない場合に限る。)とする。

(平12規則56・全改、平12規則78・平16規則15・平19規則43・平25規則26・一部改正)

(垂直積雪量)

第4条の2 令第86条第3項の規則で定める数値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値(単位は、センチメートルとする。)とする。

- (1) 標高250メートル未満の区域 20
- (2) 標高250メートル以上500メートル未満の区域 35
- (3) 標高500メートル以上の区域 50

(平12規則78・追加)

(許可申請書の添付図書等)

第5条 施行規則第10条の4第1項の規則で定める図書又は書面は、施行規則第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書又は書面とする。

2 施行規則第10条の4第4項の規則で定める図書又は書面は、施行規則第3条第2項の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書又は書面とする。

(平14規則113・全改)

(認定申請書の添付図書等)

第5条の2 施行規則第10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面は、施行規則第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書又は書面とする。

(平14規則113・追加)

(指定及び認定の申請)

第6条 法第3条第1項第3号の指定又は同項第4号の認定を申請しようとする者は、指定・認定申請書正副2通にそれぞれ施行規則第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(昭51規則52・昭56規則51・平6規則35・平8規則45・平11規則29・平12規則78・平14規則113・一部改正)

(申請の取下げ)

第7条 法又は令の規定による許可、指定、認定又は確認(以下この条、次条第1項及び第7条の4において「許可等」という。)の申請書を提出した建築主、設置者又は築造主(以下

「建築主等」という。)は、許可等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、申請の取下げ届2通により市長又は建築主事に届け出なければならない。ただし、法第6条の2第1項(法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。次条第2項、第7条の4及び第7条の5において同じ。)の規定により法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関(次条第2項、第7条の4及び第7条の5において「指定確認検査機関」という。)に行った申請を取り下げようとするときは、この限りでない。

(昭56規則51・全改、平6規則35・平8規則45・平11規則29・令元規則9・一部改正)

(建築主等の変更等)

第7条の2 許可等を受けた建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)の建築主等は、当該建築物等の工事完了前に次の各号のいずれかに該当する場合は、建築主等の変更等の届2通に許可通知書、指定通知書、認定通知書又は確認済証を添えて市長又は建築主事に届け出なければならない。

- (1) 建築主等を変更しようとするとき。
- (2) 建築主等が法人である場合において、その代表者を変更したとき。
- (3) 工事監理者又は工事施工者を定め、又は変更したとき。
- (4) 敷地の地名又は地番の変更があったとき。

2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項の規定により確認を行った建築物等について、当該建築物等の建築主等から前項各号のいずれかに該当する旨の届出を受けたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。この場合において、当該報告があった建築物等については、前項の規定による届出があったものとみなす。

(昭56規則51・追加、平6規則35・平8規則45・平11規則29・平19規則43・令元規則9・一部改正)

(計画の変更)

第7条の3 法又は令の規定による許可又は認定を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事完了前に計画の変更をしようとするときは、改めて法又は令の規定による許可又は認定を受けなければならない。ただし、計画の軽微な変更(市長が再度の法又は令の規定による許可又は認定を要しないと認めたものに限る。次条において同じ。)については、この限りでない。

(昭56規則51・追加、平11規則29・一部改正)

(計画の軽微な変更)

第7条の4 許可等(法の規定による指定を除く。)を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事完了前に計画の軽微な変更をしようとするときは、計画の軽微な変更届2通に許可通知書、認定通知書又は確認済証及び変更図書を添えて市長又は建築主事に届け出なければならない。ただし、法第6条の2第1項の規定により指定確認検査機関の確認を受けた建築物等については、この限りでない。

(昭56規則51・追加、平11規則29・令元規則9・一部改正)

(工事の取りやめ)

第7条の5 確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめたときは、工事の取りやめ届2通に確認済証を添えて市長又は建築主事に届け出なければならない。ただし、法第6条の2第1項の規定により指定確認検査機関の確認を受けた建築物等については、この限りでない。

(昭56規則51・追加、平11規則29・令元規則9・一部改正)

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村による届出への準用)

第7条の6 法第18条第2項(法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により計画の通知をした者については、第7条の規定を準用する。

2 法第18条第3項(法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた者については、第7条の2(第1項第1号を除く。)及び前3条の規定を準用する。

(昭56規則51・追加、平11規則29・平12規則56・令元規則9・一部改正)

(特定建築物の指定)

第8条 法第12条第1項の市長が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物で、令第16条第1項に規定する建築物以外のものとする。

(1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(2) ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、地階又は3階以上の階にその用途に供する

部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

- (3) 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供する建築物で、地階若しくは3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(階数が3以上であるものに限る。)
- (4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、地階又は3階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
- (5) 共同住宅の用途に供する建築物で、5階以上の階にその用途に供する部分を有するもの

(昭51規則52・昭60規則38・平4規則22・平6規則35・平15規則10・平26規則2・平28規則53・一部改正)

(特定建築物の定期調査の報告)

第9条 施行規則第5条第1項の報告の時期は、3年ごととする。

2 施行規則第5条第4項の規則で定める書類は、施行規則第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図とする。

(昭51規則52・昭56規則51・昭60規則38・平11規則29・平12規則78・平14規則113・平16規則15・平20規則24・平28規則53・一部改正)

(特定建築設備等の指定)

第10条 法第12条第3項の市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- (1) 令第16条第1項に規定する建築物及び第8条に規定する特定建築物(同条第5号に掲げる特定建築物を除く。)の居室に設けた令第20条の2第1号口の機械換気設備及び同号ハの中央管理方式の空気調和設備
- (2) 令第16条第1項に規定する建築物及び第8条に規定する特定建築物(同条第5号に掲げる特定建築物を除く。)に設けた令第126条の2第1項の排煙設備(令第126条の3第1項第8号の排煙機を設けたものに限る。)及び令第126条の4の非常用の照明装置
- (3) 第8条に規定する特定建築物(同条第5号に掲げる特定建築物を除く。)に設けた令第109条第1項に規定する防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。)

(昭51規則52・昭56規則51・昭60規則38・平4規則22・平6規則35・平11規則29・平12規則78・平14規則113・平15規則10・平17規則61・平28規則53・一部改正)

(特定建築設備等の定期検査の報告の時期)

第11条 施行規則第6条第1項の報告の時期は、1年ごととする。ただし、同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目についての報告の時期は、3年ごととする。

(昭51規則52・昭56規則51・昭60規則38・平12規則106・平16規則15・平20規則24・平20規則57・平28規則53・一部改正)

(工作物の定期検査の報告の時期)

第11条の2 施行規則第6条の2の2第1項の報告の時期は、1年ごととする。ただし、同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目についての報告の時期は、3年ごととする。

(平28規則53・追加)

第12条 削除

(令元規則9)

(不適格建築物の報告)

第13条 既存建築物が都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号から第5号までに掲げる地域、地区又は街区の指定又は変更により、法第48条第1項から第13項まで(法第88条第2項において準用する場合を含む。)、第49条第1項(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく条例(以下この条において「特別用途地区条例」という。)、第52条第1項から第9項まで、第59条第1項(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に係る部分を除く。)又は第61条の規定に適合しなくなった場合においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者は、その指定の告示の日(当該告示の日が特別用途地区条例の施行の日前である場合にあつては、当該特別用途地区条例の施行の日)又は変更の告示の日から起算して6月以内に不適格建築物報告書に施行規則第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる図書を添えて市長に報告しなければならない。

(昭51規則52・昭56規則51・昭60規則38・平6規則35・平8規則45・平11規則29・平12規則78・平14規則113・平17規則61・平19規則43・平30規則3・令元規則9・一部改正)

(道路とみなされる道の指定)

第14条 法施行の際又は法施行後に都市計画区域として指定された際現に存在する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で一般の交通の用に供されているものを、法第42条第2項の道として指定する。

(昭51規則52・昭56規則51・一部改正)

(道路の位置の指定の申請)

第15条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書正副2通にそれぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施行規則第9条の図面及び承諾書
- (2) 前号の承諾書に係る承諾者の印鑑証明書
- (3) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の登記事項証明書
- (4) その他市長が必要と認める図書

(昭56規則51・追加、平17規則11・一部改正)

(道路の位置の標示)

第15条の2 前条の申請者は、指定を受けようとする道路の位置を耐久性のある側溝、縁石、標示杭その他の境界標により明確に標示しなければならない。

2 前項の境界標は、市長の命令又は建築主事の委任を受けた市の職員の立会いの上でなければ移動させてはならない。

(昭51規則52・一部改正、昭56規則51・旧第15条線下・一部改正、平19規則15・一部改正)

(私道の変更及び廃止)

第16条 法第42条第1項第3号若しくは第5号、第2項若しくは第3項又は法附則第5項の規定による私道(以下この条において「私道」という。)を変更し、又は廃止しようとする者は、私道の変更(廃止)申請書正副2通にそれぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により私道の変更(廃止)申請書を提出する場合その他市長が別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 付近見取図
 - (2) 変更し、又は廃止しようとする私道の敷地及び当該敷地に隣接する土地(以下この項において「私道の敷地等」という。)の地籍図
 - (3) 私道の敷地等の所有者並びにそれらの土地並びにそれらの土地に所在する建築物及び工作物に関して権利を有する者の承諾書及び印鑑証明書
 - (4) 私道の敷地等及び私道の敷地等に所在する建物の登記事項証明書及び公図の写し
 - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 次に掲げるもの(以下この項において「事業等」という。)の工事に着手する部分に存する私道を当該事業等に伴い変更し、又は廃止しようとする場合は、当該事業等を行う者は、私道の変更(廃止)申請書に、当該事業等に係る許可若しくは認可を受けたことを証する書類又は公示書の写し及び当該私道の変更又は廃止の内容を示す図書を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可を受けた開発行為
 - (2) 都市計画法第62条第1項(同法第63条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示がされた都市計画事業(同法第4条第7項に規定する市街地開発事業を除く。)
 - (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業
 - (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業
 - (5) 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示がされた道路の区域内における道路事業
- 3 市長は、前2項の規定による私道の変更又は廃止をしたときは、その旨を公告するものとする。

(昭51規則52・昭56規則51・平25規則26・一部改正)

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第17条 建築面積の敷地面積に対する割合について、法第53条第3項の適用を受けるものとして、同項第2号の市長が指定する敷地は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 周辺の長さの3分の1以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- (2) 周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル以上の道路に接する敷地
- (3) 周辺の長さの6分の1以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、これらの幅員の合計が12メートル以上である敷

地

(昭51規則52・昭56規則51・一部改正)

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の前面道路の位置)

第18条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合における令第135条の2第2項の規則で定める前面道路の位置は、建築物の地盤面から1メートル下の位置にあるものとみなす。

(昭56規則51・一部改正)

(敷地面積の規模)

第18条の2 令第136条第3項ただし書の規定により規則で定める敷地面積の規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

- (1) 第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域 1,500平方メートル
- (2) 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 1,000平方メートル
- (3) 近隣商業地域又は商業地域 750平方メートル
- (4) 用途地域の指定のない区域 1,000平方メートル

(昭60規則38・追加、平6規則35・一部改正)

(し尿浄化槽^{せう}を設ける区域)

第19条 令第32条第1項第1号の規定により市長が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、北九州市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域を除いた区域とする。

(昭51規則52・追加、昭56規則51・旧第18条の2繰下、平14規則113・一部改正)

(建築協定の認可の申請)

第20条 法第70条第1項の規定により建築協定を締結しようとする者又は法第76条の3第2項の規定により建築協定を定めようとする者は、建築協定認可申請書正副2通にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法第70条第1項又は法第76条の3第2項に規定する建築協定書
- (2) 付近の見取図

(3) 建築協定区域内の建築物の配置図及び土地の区画配置図

(4) その他市長が必要と認める図書

(昭56規則51・追加、昭60規則38・一部改正)

(建築協定の変更又は廃止の認可の申請)

第21条 法第74条第1項又は法第76条第1項(法第76条の3第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により建築協定の変更又は廃止をしようとする者は、建築協定変更・廃止認可申請書正副2通にそれぞれ次の各号(建築協定を廃止しようとする場合においては、第1号を除く。)に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築協定の変更書及び建築協定区域又は建築物に関する基準の変更を表示する図面

(2) 法第73条第1項(法第74条第2項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)

又は法第76条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けた建築協定書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(昭56規則51・追加、昭60規則38・平8規則45・一部改正)

(意見の聴取の請求)

第21条の2 法第9条第3項(法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)又は法第9条第8項(法第10条第4項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公開による意見の聴取の請求は、文書によって行わなければならない。

(昭60規則38・追加、平8規則45・平12規則56・平17規則61・一部改正)

(代理人の出頭)

第21条の3 法第9条第3項又は第8項の規定により公開による意見の聴取を請求した者が公開による意見の聴取に代理人を出頭させるときは、代理人であることを証する書類を市長に提出しなければならない。

(昭60規則38・追加、平8規則45・一部改正)

(意見の聴取の機会の放棄)

第21条の4 法第9条第4項(法第9条第8項(法第10条第4項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)、法第46条第1項、法第48条第15項又は法第72条第1項の規定により公開による意見の聴取に出頭を求められた者が、正当な理由がなく公開による意見の聴取に出頭しないときは、公開による意見の聴取を受ける権利を放棄したものとみなす。

(昭60規則38・追加、平6規則35・平8規則45・平12規則56・平17規則61・平19規則77・平30規則3・一部改正)

(意見の聴取の延期)

第21条の5 市長は、必要があると認めるときは、公開による意見の聴取の期日を延期することができる。

(昭60規則38・追加、平8規則45・一部改正)

(意見の聴取の議長)

第21条の6 公開による意見の聴取は、市長が指定した職員が議長となつて行ふ。

(昭60規則38・追加、平8規則45・一部改正)

(参考人の出席)

第21条の7 市長は、公開による意見の聴取に関して必要と認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(昭60規則38・追加、平8規則45・一部改正)

(意見の聴取の記録)

第21条の8 議長は、公開による意見の聴取を行ったときは、その指定する職員に、出席者の氏名、発言の要点等を記録させるものとする。

(昭60規則38・追加、平8規則45・一部改正)

(意見の聴取の秩序維持)

第21条の9 議長は、公開による意見の聴取の進行を妨げ、又は不当な行為をする者に対し、

退場を命じ、又は公開による意見の聴取の秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

(昭60規則38・追加、平8規則45・一部改正)

(道路斜線制限に係る後退距離の算定の特例)

第21条の10 令第130条の12第5号の規定により市長が規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する工作物に接続するもので、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
- (2) 建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
- (3) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

(平6規則35・追加)

(申請書等の様式)

第22条 次に掲げる申請書等の様式は、別に建築都市局長が定める。

- (1) 指定・認定申請書
- (2) 申請の取下げ届
- (3) 建築主等の変更等の届
- (4) 計画の軽微な変更届
- (5) 工事の取りやめ届
- (6) 不適格建築物報告書
- (7) 道路位置指定申請書
- (8) 承諾書
- (9) 私道の変更(廃止)申請書
- (10) 建築協定認可申請書
- (11) 建築協定変更・廃止認可申請書

(昭56規則51・追加、平6規則35・平8規則45・平10規則31・平11規則29・平16規則15・平20規則24・平25規則26・令元規則9・一部改正)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に存する第8条第2号に掲げる建築物に係る第9条第1項の報告で、この規則施行後最初に行なうものは、昭和47年11月1日から昭和48年10月31日までの間に行なうものとする。
- 3 この規則施行の際現に存する第10条第1項各号に掲げる建築設備および同条第2項各号に掲げる昇降機等に係る第11条第1項の報告で、この規則施行後最初に行なうものは、昭和47年4月1日から昭和48年3月31日までの間に行なうものとする。
- 4 建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号。以下「改正法」という。)附則第13項の規定による改正前の都市計画法(以下「改正前の都市計画法」という。)の規定による都市計画区域で、この規則の施行の際現に存するものの内の建築物、建築物の敷地または建築物もしくはその敷地の部分については、改正法の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に同項の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日)までの間は、この規則による改正後の北九州市建築基準法施行規則第5条および第13条は適用せず、この規則の改正前の北九州市建築基準法施行細則第10条および第16条の規定は、なおその効力を有する。

(平11規則29・一部改正)

付 則(昭和51年6月21日規則第52号)

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

付 則(昭和56年7月11日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年10月1日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年6月15日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年3月30日規則第22号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成6年5月23日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(用途地域に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関する改正後の北九州市建築基準法施行細則(以下「改正後の細則」という。)第5条第1項、第6条第1項、第13条及び第18条の2の規定の適用については、平成8年6月24日(その日前に、改正法第1条の規定による改正後の都市計画法(以下「改正後の都市計画法」という。)第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日)までの間は、改正後の細則第5条第1項中「法第48条第1項から第12条までのただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正前の建築基準法(以下「改正前の法」という。)第48条第1項から第8項までのただし書(改正前の法第87条第2項若しくは第3項又は改正前の法第88条第2項において準用する場合を含む。)」と、「法第52条第4項から第6項まで、法第54条の2第1項第2号」とあるのは「法第52条第4項から第6項まで」と、改正後の細則第6条第1項中「法第55条第2項」とあるのは「改正前の法第55条第2項」と、「法第86条第1項、第4項、第8項若しくは第10項」とあるのは「法第86条第1項、第4項若しくは第8項、改正前の法第86条第9項」と、改正後の細則第13条中「法第48条第1項から第12項まで、法第52条第1項から第3項まで」とあるのは「改正前の法第48条第1項から第8項まで、改正前の法第52条第1項(第5号を除く。)、法第52条第1項第5号、第2項若しくは第3項」と、改正後の細則第18条の2第1項中「第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域」とあるのは「改正法第1条の規定による改正前の都市計画法(以下「改正前の都市計画法」という。)第8条第1項第1号の規定に基づく第1種住居専用地域」と、同条第2号中「第1種中高層住

居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域」とあるのは「改正前の都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づく第2種住居専用地域、住居地域」とする。

付 則(平成8年6月3日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月31日規則第31号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成11年4月30日規則第29号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定(「第52条第6項、第7項若しくは第10項」を「第52条第7項、第8項若しくは第11項、法第53条第4項第3号」に改める部分(法第53条第4項第3号に係る部分を除く。)及び「第54条の2第1項第2号」の次に「(法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)」を加える部分に限る。)及び第13条の改正規定(「第1条第1項」を「第1条の3第1項」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月31日規則第56号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

付 則(平成12年6月1日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年12月22日規則第106号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成14年12月27日規則第113号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定(「建設大臣」

を「国土交通大臣」に改める部分を除く。)は平成15年4月1日から、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第9条第1項の改正規定(「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める部分に限る。)、第10条第1項第3号の改正規定及び第19条の改正規定は公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月25日規則第10号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月8日規則第15号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月5日規則第11号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第1条の規定(北九州市土地区画整理事業施行地区内宅地地積の訂正の手続に関する規則第1条の改正規定及び第3条の改正規定(「土地登記簿地積」を「登記簿地積」に改める部分に限る。)を除く。)及び第2条中北九州市建築基準法施行細則第15条各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年5月31日規則第61号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年3月28日規則第15号)抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月19日規則第43号)

この規則は、平成19年6月20日から施行する。ただし、第7条の2及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年11月26日規則第77号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

付 則(平成20年3月28日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の調査又は同条第3項の検査(以下この項において「調査等」という。)を開始した者について適用し、同日前に調査等を開始した者については、なお従前の例による。

付 則(平成20年9月5日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第26号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年1月30日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年5月28日規則第28号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

付 則(平成28年5月31日規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号)附則第2条第4項において読み替えられた、同令第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条第1項の報告の時期は、改正後の第11条の規定にかかわらず、防火設備に係るものについては平成28年6月1日から平成31年5月31日まで、小荷物専用昇降機に係るものについては平成30年6月1日から平成31年5月31日までとする。
- 3 改正後の第10条の規定により新たに指定されることとなる特定建築設備等(防火設備及

び小荷物専用昇降機を除く。)であって、この規則の施行の際、現に次の各号に掲げる建築物に設けられているものに係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定による報告については、当該各号に掲げる日に改正後の第10条の規定により指定されたものとして、改正後の第11条の規定を適用する。

(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第40号)第16条第1項第3号に掲げる建築物(病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。))の用途に供するものに限る。)

平成29年4月1日

(2) 建築基準法施行令第16条第1項第3号に掲げる建築物(病院又は診療所の用途に供するものを除く。)、同項第4号に掲げる建築物及び同項第5号に掲げる建築物(百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものを除く。) 平成30年4月1日

付 則(平成30年2月27日規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和元年6月24日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年6月25日から施行する。ただし、第7条の改正規定、同条にただし書を加える改正規定、第7条の2に1項を加える改正規定、第7条の4及び第7条の5にただし書を加える改正規定、第7条の6第2項の改正規定(「第1号」を「第1項第1号」に改める部分に限る。)、第12条の改正規定並びに第22条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条、第7条の2第2項、第7条の4及び第7条の5の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に対して行われる申請の取下げの届出、建築主等の変更等の届出、計画の軽微な変更の届出及び工事の取りやめの届出(以下この項において「届出」という。)について適用し、施行日前に行われた届出については、なお従前の例による。

3 施行日前に建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物(同法第6条の4第

1項第1号に掲げる建築物を除く。)が改正前の第12条各号のいずれかに該当していた場合には、改正前の第12条及び第22条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。